判例研究

〔商法　三五四〕　株式会社における解散判決の要件

（東京地裁昭和六三年五月一九日民事第八部判決、昭和五九年（ワ）第一〇〇〇五号ほか株式会社解散判決請求事件ほか、請求破棄〔控訴〕金判八二三号三二頁）

〔判示事項〕

総合商社が外国企業から製品を輸入販売していたところ、右外国会社の意向をうけて株式会社が設立され、右会社と国内の独占販売契約を締結して製品販売にあたっていたが、右契約解除の意思表示を受けて製品販売を拒絶された場合において、右契約解除は正当事由がないから莫大な損害賠償義務を負担する恐れがあることは、商法四〇六条ノ二第一項一号に該当せず、また、右解除に至る経過によればこれが同項二号にも該当しないし、更に株式会社の解散請求事由は同項一、二号所定の事由に限られ、英米法のパートナーシップの法理により解散判決することはできない。

〔参照条文〕

商法四〇六条ノ二

〔事　実〕

Xは、大正七年五月一七日設立された株式会社であり、物品の輸出入及び売買業、物品の製造加工業等を業とするいわゆる総合会社である。Xは昭和三六年以来西ドイツの合資会社AからA社製チェーンソーを独占的に輸入し販売していた。右製品を一層効率的に販売するため、昭和四四年八月八日林業機械及び建設土木機械の輸出入を主たる目的として、Y株式会社が設立された。設立と同時に代表取締役に総合会社Xの取締役が就任し（のちにXを退職）、同年一二月Xの従業員が代表取締役をついだ（この従業員ものちにXを退職）。Xの出資比率は三割である。以後Yが輸入業務を行い、XY間で独占的販売契約を締結し、XがA社製右製品を国内で独占販売していた。ところが、昭和五六年から右製品の国内販売量が次第に低下するに至り、その対策につきA及びYとXとの意向が対立し、Aの意向など

により昭和五九年にYがXに対して独占販売契約を解除する意思表示をした。そこで、Xは、独占販売契約は継続的契約であってその解除には正当事由が必要であるのに正当事由のない解除の意思表示をしたことによりYはXに対して莫大な損害賠償義務を負うことになり、これはYに回復すべからざる損害を与えるものであると同時に財産の管理、処分の失当に当たること、右解除はYの設立の目的を逸脱しXの独占販売権を奪取する行為であるから、これは会社財産の管理、処分の失当に当たること、更に、株主相互の信任義務と組合的結合関係の存在に会社制度の基礎をもとめる英米法のパートナーシップの法理によればYのような閉鎖的会社で株主相互の信任が失われた以上解散判決をすべきであること等を主張してYに対する解散判決を求めた(第一事件)。なお第二事件は、第一事件の解散判決請求は、何らYに対して解散請求をすることができる事実的、法律的根拠もないにもかかわらず不当にYの利益を害する意図をもってなされているものとして、YはX会社損害請求反訴請求を求めた事件であり、第三事件はXの元取締役であるYの前全代表取締役、Xの元従業員であるYの代表取締役に対して、忠実義務違反、競業避止義務違反、および自己取引違反により、Xが株券引渡請求を求めた事件である。

〔判　旨〕

第一、二および三事件に対して請求棄却

商法四〇六条ノ二所定の解散事由は、同条一項によれば、同項一号又は二号に定める事由が存在しかつ「已ムコトヲ得ザル事由」が存在することが必要である。

一号は「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ」と規定し、会社の解散を請求するためには、「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ」と「会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ」の二つの要件の存在を必要としている。しかも後者の要件は前者の要件を受けており、難局に逢着した結果会社に回復不可能な損害が生じ、又は生ずるおそれがあることが必要であると解される。

右解散請求の要件の一つである「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局に逢着シ」とは、業務の意思決定権を持つ取締役会が同数に分裂して意思決定をなし得なくなったり、株主が分裂しているため、新取締役の改選すらままならず、その結果業務の執行が著しく困難になる場合のように、会社が営利法人として存在することをほとんど不可能にする程度の事実の存在をいうものと解されるところ、Xの主張のように単に莫大な債務を負担するおそれがあるという事実のみをもっては、いまだ右要件を充たすものとはいえず、その他本件全証拠を見ても、Yがかかる事態に立ち至っていることを認めることはできない。したがって、その余の点を判断するまでもなく、Xの商法四〇六条ノ二第一項第一号の解散原因に関する主張自体失当であるというほかない。

二号は、会社解散の請求の要件として、「会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ」その結果「会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ」と規定している。

商法四〇六条ノ二第一項二号が会社解散請求の事由として規定する会社の管理又は処分が著しく失当であるとは、たとえば、取締役が会社財産につき不当な処分をし、それが、多数株主の支持を背景としている場合のごとく、会社の誤った経営又は取締役の非行があるにもかかわらず、その是正が期待できない場合をいうものと解せられる。（中略）右認定の事実によれば、本件契約は、Yの経営を維持させるための方策として選択されたものであって、会社解散の事由となるべき経営の誤りないしは取締役の非行があったということはできない。

以上のとおりであるから、その他の点を判断するまでもなく、商法四〇六条ノ二第一項二号の解散事由も認められない。

Xは請求原因5において、①Yは英米法上のパートナーシップが観念される閉鎖会社的会社であるところ、パートナー間で合意された会社の設立目的を多数決原理によって変更を加えることは、多数決の濫用にあたり、Yの存在理由はなくなった、②Xには人の同一性について錯誤があり、合弁契約及びYの設立は無効であるが、設立無効の形式を取り得ないとすれば、解散を命ずべきである、また、右錯誤は被告野村及び村井（Yの代表取締役であり、第三事件の被告である：評者註）の欺罔行為によるものであり、詐欺行為に対する救済はYの解散を認めることにある、③Yは本件解約によりXがYに寄せていた期待を裏切り、Xに著しい損害を与えている、と主張するけれども、右はいずれも商法四〇六条ノ二第一項一号又は二号の要件事実を充たしているものとはいえず、かつ、会社の解散を求め得るのは、右各号に定める事由がある場合に限られるものというべきであるから、主張自体失当である。

なお、本評釈は第一事件について行う。

〔研　究〕

結論賛成

一　会社にとって企業維持の原則を貫かなければならないことはいうまでもないが、一方で社員の正当な利益を保護するためには解散以外に方法がなく、しかも解散に必要な総会の特別決議を成立させることができない場合もありうる。そのような場合のために、会社の解散の訴えを提起できるという制度が認められている。人的会社に解散請求権が認められることに争いはないが、物的会社の解散請求権の法的基礎に関しては疑問がないわけではない。そのうえ、物的会社のなかでも株式会社においては理念型のものとそうでないものが存在する現在において、理念型の株式会社を想定して昭和二五年に新設された商法四〇六条ノ二の意義も変容を迫られているのではないだろうか。

小規模閉鎖会社においては、商法四〇六条ノ二第一項の適用範囲は会社の具体的事情に応じて弾力的に解釈されなければならないとする見解が有力に主張されており、合名会社の解散請

求に関する昭和六一年の最高裁判決がこの見解に少なからず影響を与えているものと考えられる。本件も、Yは株主が二名であり株式が上場されていない小規模閉鎖会社であり、原告が少数株主としての利益を守るために、被告会社の解散を請求した事案であって、そのような見解に基づいて提起されたものと考えられる。本判決の第二事件において「商法四〇六条ノ二第一項の適用に当たって、経営実態が組合ないし合名会社に近い小規模閉鎖株式会社にあっては、少数株主保護のためその定める要件は、積極的、弾力的に解釈されなければならないとする見解も有力に主張されており、当裁判所は、このような見解は採らないが会社解散請求がこのような見解に基づいてされているとみられる場合、その訴えの提起について主張が法律的、事実的根拠がないことを知っていたか又は容易に知ることができたということはできず、訴えを提起した者に不法行為責任は生じないというべきである。」と述べている。本件は株主相互間の信任関係の喪失は解散判決請求の要件になるとして当事者が主張し、これが排斥されたものであり、株式会社の解散請求に関する判例の中で、唯一解散請求を認めなかった事例である。

まず、小規模閉鎖会社においては商法四〇六条ノ二第一項の要件を弾力的に解釈することは可能かどうか、そして弾力的に解するとしてもどこまで認められるのか、株主間の信任関係の喪失は弾力的に解すると商法四〇六条ノ二第一項の要件となるのか、本件の場合はどうなるのか、について順に検討していく。

本判決では商法四〇六条ノ二第一項第一号および二号の要件について、通説に従ったものではあるが、初めて一般論を示した判決であるので、まずこの点について検討する。

二　第一号の「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ」とは、学説では、取締役間に分裂を生じて業務が停滞する、などが主たる例であるとし、例えば株主も取締役も等分に対立していて、取締役の解任・選任などを行ってみてもその停滞を打開しえないような状態であることを要するとしている（富山・注釈会社法(8)の二二頁、谷川・新版注釈会社法(13)二六頁、鈴木＝石井・改正株式会社法解説三三頁、大隅＝大森・逐条改正会社法解説五三頁、田中(誠)・確定改正会社法解説二〇一頁、酒巻・閉鎖的会社の法理と立法二二四頁、青竹・小規模閉鎖会社の法規整一三七頁）。次に、仮にこの状態が業務の執行上著しい難局に逢着した状態であるとしても、一号に該当するためには、さらにこのことより会社に回復しがたい損害が生じたまたは生じるおそれのあることが必要である。いいかえれば、会社が営利法人として存在することをほとんど不可能にするほどのものでなければならない（富山・前掲二二頁）。本判決では、「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ」とは、業務の意思決定権を持つ取締役会が同数に分裂して意思決定をなし得なくなったり、株主が分裂しているため、新取締役の改選すらままならず、その結果業務の執行が著しく困難になる場合と示しており、通説に従ったものと考えられる。

二号にいう「会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ」とは、学説では取締役による会社財産の不当な流用・処分などがあって、その取締役が多数株主を背景としている場合など、他の方法では誤った経営ないし非行を是正することが期待出来ない場合などであることを要し、かつそのような誤った経営ないし非行が会社を破綻せしめるほどのものであることを要すると解されている（富山・前掲二二頁、谷川・前掲二六頁、鈴木＝石井・前掲二三三頁、大隅＝大森・前掲五三三頁、田中（誠）・前掲二〇一頁、酒巻・前掲二二四頁）。本判決は二号の要件についても通説に従っている。また会社財産の管理または処分は、取締役による行為に限られず、多数株主その他の会社を支配している者による行為も含まれるとする見解もある（青竹・前掲一三七頁）。

なお、本判決は一号要件にも二号要件にも該当しないと判示しているので、当然「已ムコトヲ得ザル事由」には触れてはいないが、通説では「已ムコトヲ得ザル事由」とは、会社を解散する以外には会社の正常な運営、したがって株主の正当な利益を保護する方法がない場合を指し、その意味で解散がいわば最後の手段である場合を意味すると解されている（富山・前掲二一頁、谷川・前掲二五頁、鈴木＝石井・前掲三三三頁、大隅＝大森・前掲五三三頁、田中（誠）・前掲二〇〇頁、酒巻・前掲二二四頁、青竹・前掲一三五頁）。しかし、「最後の手段」というところで、厳格に解する説（田中（誠）・再全訂会社法詳論下一〇八頁）と弾力的に解する説（大阪地判昭和三五年一月二二日、大森「商法四〇六条ノ二による会社解散請求訴訟」商事法務二四三号一三頁、青竹・前掲一三六頁）にわかれる。つまり、前者は解散請求が唯一の方法である場合に限って已むを得ざる事由があるとし、後者は解散請求は最終的手段であるがそれが唯一の手段である必要はなく、少数株主権の行使により招集される株主総会（商法二三七条）で解散決議を成立させ（商法四〇四条二号）、あるいは取締役会を動かして破産の申立てをさせ（破産法一三三条一項）会社の破産により解散させる（商法四〇四条一号、九四条五号）などといった方法が残されていても、事実上は見込みがなくまたはきわめて困難である場合には解散請求が認められるとする。

株式会社の解散判決請求についての判例としては、本件以前のものが四件、以後のものが一件ある。

その中で、一号によって解散請求権が認容された判例としては、設立以来赤字を続けていた同族会社が約束手形の不渡りを出したため、経営が行き詰まり、経営の中心である取締役が辞任を申し出たまま出社せず、営業が全く停頓し、株主も等分に対立していて後任取締役の改選ができないという事例（大阪地判昭和三五年一月二二日下民集一一巻一号八五頁）、持分割合が等分であり、会社資産の流用が行われた結果債務超過に陥った事例（東京地裁平成元年七月一八日判時一三四九号一四八頁、ただし二号の事由と解する評釈として、菊池「株式を半数ずつ

保有する甲・乙両家の対立が激しく会社の共同経営は到底期待できないとして会社の解散請求を認容した事例」金判八五一号五八頁、北村「株式会社の解散請求が認容された事例」商事法務一三二九号八二頁）がある。

また二号によるものとして、外国会社とライセンス契約を結び同社製品を販売していた者が、外国会社と等分に出資して設立した合弁会社が、営業成績の不振から意見が食い違い休眠状態に陥り、債務超過の状態ではないが外国会社側からの解散判決請求が認められた事例（大阪地判昭和五七年五月一二日判時一〇五八号一二二頁）、代表取締役らは、会社経費による華美な飲食、交通等の振る舞いが多く会社経営に熱意と能力を欠いているため対外信用を失い、会社が極度の営業不振に陥っているが、代表取締役が多数株主を背景にしているため解散決議を得る見込みがない事例がある（東京地判昭和二八年一一月九日経済法律時報六号一七頁）。なお、鳥取地判昭和四二年四月二五日（判タ二一八号二一九頁）は、請求の認諾はなしえないという判断を示しているが、事案が不明である。

これらの判例は株主が等分に対立している小規模閉鎖会社、あるいは同族会社であるが、すべて会社を存続させる利益が少ない場合であり、商法四〇六条ノ二第一項を弾力的に解さなくても解散が認められる事例である。判例では、会社の存在そのものに影響する場合でない限り、いかに少数株主の保護が必要である場合であっても解散請求は認められないという立場をとっている（青竹・前掲一三七頁、酒巻・前掲一二五頁、富山・前掲二二頁）。

三　ところで、もともと解散判決制度は人的会社の社員が会社を相手方として社員間の組合的結合関係の解消を訴によって求める制度であり、したがって株式会社における解散判決事由は厳格に規定され、かつ厳格に解釈されなければならないとされている。その理由としては、次のことが挙げられる。①株式会社は団体を通じ多数決原理によって支配される団体であり、社団性が最も顕著な団体であるから、その基本的性格を犠牲にするには極めて慎重でなければならない、②会社荒らしなどの手段として不当に行使されるおそれがあること、及び権利行使の効果が会社全体について生じ、会社内外の関係者に重大な影響を及ぼすものである、③株式会社においては、会社の解散を認めなくても、株主は株式を譲渡することにより投下資本を回収して会社からの離脱をはかることが可能である（青竹・前掲一四四頁）。解散判決請求権は株主の共益権の一種である、いわゆる監督是正権である。それゆえに厳格に解される理由の①と②は共益権に共通した問題である。自益権・共益権という分類の基準を、権利の目的である利益の相違ではなくて、権利行使の目的である法律効果の相違に求め、権利行使の効果が直接株主に帰属するものが自益権であるのに対して、権利行使の効果が直接には会社に帰属するものが共益権である（倉沢・商法の基礎三訂版一〇九頁以下）と考えると、解散判決請求権の場合

は権利行使の効果が会社の解体であり、この点が会社の存続を前提とする他の共益権とは異なる。ここに解散請求権をより厳格に解さなければならない理由がある。これに加えて③の理由から「已ムコトヲ得ザル事由」を人的会社の場合より厳格に解さなければならないのだが、株式会社とはいえ、人的関係に基づいて設立され、経営が行われている会社に対してまで、この厳格性を要求すべきものだろうか。商法四〇六条ノ二第一項を厳格に解する前述の理由はこのような会社にはあてはまらない。つまり、①このような会社も株式会社であるから通常多数決原理によって支配されているが、社団性が顕著であるとは言い難く、株式会社の基本的性格である社団性を強調すべきではない、②会社内外の関係者が少ないことが多い、③株式の譲渡制限がなされて場合が多いのである。従ってこのような会社の場合には少数株主の利益保護のために、商法四〇六条ノ二第一項を弾力的に解すべきであると考える。どこまで弾力的に解せるかについては、人的会社の解散事由と比較して考えてみる。

四　合名、合資会社において戦前の判決が不和対立が生じた場合には原則として解散を認めるという立場をとっていたのに対して、戦後になると、商法四〇六条ノ二の文言に引きずられたのか、一転して解散は最後の手段であることが強調され、戦前であれば解散が認められたであろうような事例においても、他の打開の道が残されていれば、「已ムコトヲ得ザル事由」がないとされ、企業維持の原則が強調されるに至ったものとされる（注六）戸「合名会社の解散」ジュリスト八一八号九六頁）。ところが、最判昭和六一年三月一三日（民集四〇巻二号一三頁）において解散に厳格な判例の流れがより緩和的なものに変わったのである。この判例は会社を存続させる利益の少ない事例に関するものではあったのだが、次のように判示されている。「合名会社は総社員の利益のために存立する目的的存在であるから、会社の業務が一応困難なく行われているとしても、社員間に多数派と少数派の対立があり、右の業務の執行が多数派社員によって不公正かつ利己的に行われ、その結果少数派社員がいわれのない恒常的な不利益を被っているような場合にも、また、これを打開する手段のない限り、解散事由があるものというべきである。しかしながら、右のいずれの場合にも、そこでいう打開の手段とは、その困難な事態を解消させることが可能でありさえすれば、いかなる手段でもよいというべきではなく、社員間の信頼関係が破壊されて不和対立が生ずるに至った原因、解散を求める社員又はこれに反対する社員の右原因との係わり合いの度合い、会社の業務執行や利益分配が解散を求める社員にとってどの程度不公正・不利益に行われてきたか、その他の事情を考慮して、解散を求める社員とこれに反対する社員の双方にとって公正かつ相当な手段であると認められるものでなければならない。」

もちろん、たとえ小規模閉鎖会社であろうと株式会社である以上合名会社と同じように解することはできないという批判は

あるだろうが、先ほど判例を検討したことからもわかるように、株式会社の解散判決請求が問題になるのは合弁形式で設立された会社や出資が半分ずつの二人会社である。このような会社は、出資者がお互いの持つ能力を結集してより有利な経営を行おうという期待をもって設立されるので、所有と経営が一致し、相互に相手方の人格に対する特殊な信頼関係で結ばれ、株主数や持株比率にほとんど変動がない状態が維持され、閉鎖性の程度、組合的性質が強い。この場合、会社の性質上、当事者たちが再び意見の一致をみて強調して事業経営をしていくことの可否が問われ、共同経営を解消し投下資本を解消する方法のひとつとして解散が考えられることになる（瀬谷「有限会社における解散判決請求」判タ八一二号三七頁）。合名会社と同一視はできないけれど、合名会社の内部関係とかなり類似しているものと考えられる。

出資者がお互いの持つ能力を結集してより有利な経営を行おうという期待をもって設立され、所有と経営が一致し、相互に相手方の人格に対する特殊な信頼関係で結ばれ、株主数や持株比率にほとんど変動がない状態が維持され、閉鎖性の程度、組合的性質が強い会社においては、会社の業務が一応困難なく行われていても、経営不振などにより株主間の信頼関係が喪失し、会社の実体が基本的に変更を受けざるを得ない場合には、信頼関係について設立前後の信頼関係およびその後の推移を考慮したうえで解散請求を認めてもよいものと考える。

そこで、このような見解をもとに本件について検討する。

五　本件は出資比率が等分ではないが、株主が二名であり、増資後も出資比率は変動がない状態が維持されており、譲渡制限がなされているかどうかは定かではないが、株式が公開されていないいわゆる小規模閉鎖会社である被告会社に対する解散判決請求の事例である。すなわち株式会社の解散判決請求の要件を弾力的に解してもよいと思われる会社形態である。

まず、一号の要件を検討する。本件は取締役間に分裂は生じていないし、出資比率の割合が等分ではないので、株主においても等分に分裂しているわけでもない。一号要件は資本多数決の原則のもとで誰も支配権を取得することが出来ない状態を前提としているが（宍戸「株式会社の解散請求」ジュリスト一〇〇四号九〇頁）、本件の場合多数決原理により支配権の取得の決着がつくので、一号には該当しない。

次に二号の要件を検討する。判旨では、Xの主張を、①Yのした本件解約の結果、YはXに対し莫大な損害賠償債務を負担することとなること、②Y設立の目的は、XがA社製製品の国内販売に専念するため、Xからその輸入権の形式的な譲渡を受けることにあったのであるから、本件解約は、その目的に反すること、③被告野村は、事実に反してYが海外合弁会社であるとXに信じさせ、XからA社製品の輸入権を奪取したもので、Yの営業は、被告野村の詐欺的行為の上に成立しているものであることを理由として、会社の財産の管理、処分は失当である

としたうえで、次のように述べている。①に対しては、本件契約の解約の原因はYの業績が悪化した際のXとA・Yの意向の違いにあり、Xの方策と選択せず、Aの意向を選択し、本件解約をしたことはYの経営を持続させるためのものとして、経営の誤りないしは取締役の非行があったとはいえないとしている。②については設立の事情がYと相容れないものであっても、解散の要件に該当しないとし、③については設立に際しての株主の構成の相違はYの経営や取締役の非行とかかわるものではないとしている。

ここで問題となるのは②と③である。判旨は設立当初の事情は解散判決の要件には該当しないとするが、本件Yのように出資者がお互いの持つ能力を結集してより有利な経営を行おうという期待をもって設立された場合には、Xが請求原因の5（七）で述べているように、Y設立の以前からの協力関係がその後も続くと期待することは当然のことではないだろうか。この期待の前提には、設立時の株主間の合意のようなものが必要とされる。元来閉鎖会社であれ株主間に法律関係は存在しないのだから、株主間の信任関係の喪失については解散請求の事由にはならないとする見解（森「商法四〇六条ノ二第一項の会社解散判決請求事由について」本件判批法学セミナー四二四号一二六頁）にもあるように、本件のように二人株主の会社であっても株式会社であることにはかわりはないのであるから、株主間に設立に際しての合意は不必要なものであることは当然である。が、本件の場合は、XはAからA社製製品を独占的に輸入し販売していたが、A社製製品を一層効率よく販売するために、Yが輸入を担当しXが販売に専念するためにYを設立したのだから、XY間の独占的販売契約が解除されると、Yの実体が基本的に変更を受けることになる。よって、②のような事情により信任関係が喪失したときには解散事由として認めてもいいのではないだろうか。ただ、本件の場合は、設立当初に強い信頼関係があったとはいえないのである。つまり、③の主張がAの意向とは食い違っており、XはYをAとの合弁会社と位置づけているのに対して、第三事件で判示されているように、AはYを日本における同社独自の輸入会社として位置づけている。また、Aは当初Yに対するXの資本参加を認めない方針であったのに、Xからの再三の要請により交渉の結果Xに対して三割の株式を与えるというところまで譲歩・同意したといういきさつがある。これでは、設立以前より強い信頼関係があり、それを前提に設立された会社とはいえず、当初から信頼関係が形成されていなかったのだから、信頼関係喪失に基づく解散を認めることはできない。また、どうして合弁会社ではなく、七割の株式をXの元従業員が引き受けることになったのかはこの判決からはわからないが、この点が明確になると設立当初の信頼関係の度合いがはっきりするものと思われる。が、仮にこの信頼関係が明らかになったとしても、X自身にも信頼を喪失させる原因（国内販売数量が低下し、マーケットシェアも低下したとき、Yはこ

のような状況に対処するため、販売人員を増加し、販売体系を拡大しようとしたのに対し、Xは、人員の削減及び採算の悪い営業所の閉鎖によって対処しようとしたこと）があるので、XのYに対する解散を認めることはできない。

以上のように、出資者がお互いの持つ能力を結集してより有利な経営を行おうという期待をもって設立され、所有と経営が一致し、相互に相手方の人格に対する特殊な信頼関係で結ばれ、株主数や持株比率にほとんど変動がない状態が維持され、閉鎖性の程度、組合的性質が強い株式会社においては、会社の業務が一応困難なく行われていても、経営不振などにより株主間の信頼関係が喪失し、会社の実体が基本的に変更を受けざるを得ない場合には、信頼関係について設立前後の信頼関係およびその後の推移を考慮したうえで解散請求を認めてもよいと考えるが、本件の場合は設立当初からの信頼関係があったとはいえず、仮にあったとしてもX自身にも信頼関係を喪失させる原因を作出している点が認められるので、XのYに対する解散請求を認めることはできない。よって本判決の結論には賛成であるが、判旨の理由には反対である。

岡本智英子

〔最高裁民訴事例研究 三一〇〕

平六3（最高民集四八巻三号八八九頁）

土地及びその上にある建物が甲乙の共有に属する場合において、土地についての甲の持分が強制競売によって売却され、丙がその持分を取得しても、民事執行法八一条の規定に基づく地上権は成立しない

地上権不存在確認請求本訴、地上権存在確認請求反訴事件（平六・四・七第一小法廷判決）

Y（被告・反訴原告・控訴人・上告人）とその実姉である訴外Aとは、昭和六二年一二月、資金を出し合って、本件土地を買い受け、Yの持分を一〇分の九、Aの持分を一〇分の一とする共有とした。YとAは、昭和六三年六月、やはり資金を出し合って、本件土地上に共同で本件建物を建築して、それぞれの持分を二分の一とする共有とした。

しかるところ、Yは、他の兄弟から提起された訴訟事件における訴訟上の和解による支払義務を履行できなかったために、本件土地および本件建物のYの共有持分について、平成元年一月に強制競売